

司法修習生給費制維持を求める会長声明

1

裁判所法の平成16年の一部改正（以下「改正法」という）により、本年11月1日から司法修習生に対する給与を支払う制度（給費制）が廃止され、希望者に対して修習に専念することを確保するための修習資金を貸し付ける制度（貸与制）が導入される（旧67条の廃止及び67条の2の新設）。

然し、以下の理由から、この改正法には重大な問題があるため、早急に改正法を見直し、現行の給費制を堅持すべきである。

2

司法修習生には、修習期間中、修習に専念しなければならないという修習専念義務（司法修習生に関する規則第2条、改正法第67条第2項）が課され、兼職が禁止されている。このため、「司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。」（同法旧第67条第2項）ものとし、給与によって修習期間中の最低限の生活を支えてきた。

修習専念義務を課する以上は当然のことであるが、司法修習生は、国民の権利を守り、司法制度の一翼を支える公共的な役割を担うために、裁判官、検察官、弁護士のもとでそれぞれの実務を修習しているのであり、それ故にこそ将来の法曹に必要な研鑽に専念できるよう給与が支給されてきたのである。

3

給費制が廃止になると、兼職が許されない司法修習生は、相当の資産がない限り貸与制を利用せざるを得なくなる。貸与額は1年間の修習期間で300万円弱と見込まれている。

然しそれだけではなく、日本弁護士連合会が実施した司法修習生に対するアンケート調査によると、回答者の約半数が、既に、法科大学院を卒業するまでの間に、平均して一人約320万円もの奨学金の貸与を受けていて、中には1000万円を超える者も散見されている。このような法科大学院を卒業するまでの間の重い経済的負担に加え、更に貸与制とすることは、あまりにも苛酷な経済的負担を強いることになる。司法試験合格者の増大に伴い、新人弁護士の就職問題は厳しく、法律事務所には在籍しても給料が出ない「ノキ弁」や、就職できない「即独」弁護士などが増加している現状からは、より一層事態は深刻である。

4

改正法成立時の衆参法務委員会付帯決議は、「法曹の使命の重要性や公共性に鑑み、高度の専門的能力と職業倫理を備えた法曹を養成する」との認識に基づいて、「給費制の廃止及び貸与制の導入によって、統一・公平・平等という司法修習の理念が損なわれることのないよう、又、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう、法曹養成制度全体の財政的支援のあり方も含め、関係機関と十分な協議を行うこと。」と明記している。

給費制の廃止は、まさしく、付帯決議で懸念された「経済的事情から法曹への道を断念する事態」を実現化させるものであり、一部の裕福な者しか法曹になれないという偏頗な事態を招来する結果となる。法科大学院生に対する経済的支援は極めて不十分な状況にある。経済的負担の重さなどから、既にその志願者数の減少が指摘されており、貸与制の導入が更にその追い打ちになることは明らかで、経済力の有無によって歩むべき道が決められてしまうという状況が生まれている。これは優れた資質を備えた多様な人材の確保という理念とも全く相容れないものである。

5

給費制に基づく司法修習制度は、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者に対して、高い使命の自覚と公共心の醸成に寄与してきた。

裁判官、検察官、弁護士は、それぞれの立場から国民の権利を擁護し社会正義と公正を実現する使命を負っている。弁護士は、その存在が憲法上の要請であることは勿論、弁護士法第1条は「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」と規定し、弁護士の多くが、自己を犠牲にしても、当番弁護士、国選弁護、冤罪事件支援、法律扶助事件、各種無料法律相談、委員会活動、消費者被害救済、民事介入暴力対策などの幅広い分野で公益性が高い活動に意欲的に取り組んできたが、これはこの使命の自覚と公共心によって支えられてきたものである。

6

なお、同時期に成立した改正医師法では、医師国家試験合格者に2年以上の臨床研修の義務づけとアルバイトを禁止する研修専念義務が課された。このため、臨床研修を実施する病院に対して、研修医がアルバイトをせずに研修に専念できる年収額と病院から支給される賃金との差額を補填するもの等として医師臨床研修費補助金が支給されている。

これは、医師に求められている公共性に基づくものであるが、弁護士もその職責の公共性において変わるところはないのであるから、弁護士と医師の研修は平行して考えられるべきである。

7

貸与制は、司法修習は個人が資格を得るためのもので受益者負担は当然とする考え方に立脚するものであるが、これは資格を個人的利益の追求のための手段とする考えを養成する結果を招来する。弁護士は、国民の権利擁護のためには、ときには国家権力とも対峙しなければならないが、貸与制は、国に借金のある弁護士が国家権力と向き合うという事態を招くことを意味し、国に対する貸与金の返還債務はその足かせになりかねない。又、返済という経済的動機に追われ、本来の使命を後退させてしまう事態も懸念される。

8

給費制には、崇高な使命感や公共性を育む基礎とこれに基づく幅広い活動が根ざしているものであり、真に国民の権利擁護を図るために、法曹を国民の負担で養成し、国民が自らの「権利の守り手」を自ら育成するべきである。

よって、司法修習生に対する給費制は堅持されなければならない。

以 上

2010（平成22）年6月29日
群馬弁護士会 会長 小淵 喜代治